

名称	社会福祉法人 東洋会
法人の所在地	小田原市城山 2-3-46 TS ビル 4F
主な施設・事業所名	特別養護老人ホーム たちばなの里、ジョイヴィレッジ

監査実施年月日	令和4年10月28日・令和5年1月12日
監査の種類	一般監査
文書指摘事項	<p>1 公益事業（有料老人ホームの経営）について、多額の欠損金が累積し続けているにも関わらず、抜本的な改善に向けた検討及び措置が行われていないので、理事会において、欠損金を解消する抜本的な改善策を検討し、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 自動更新や合意更新の条項を設けている契約について、契約に関する手続が適正に行われていない事例が見受けられるので、今後は適正に行うこと。</p> <p>3 理事会の決議を要する契約の締結について、決議が適正に行われていない事例が見受けられるので、適正に理事会で決議をした上で契約を締結すること。</p> <p>4 リース契約について、契約の締結に関する手続が適正に行われていない事例が見受けられるので、今後は適正に行うこと。</p> <p>5 随意契約について経理規程に定めるところにより行われていない事例が見受けられるので、経理規程に従って行うこと。</p> <p>6 入札について経理規程に定めるところにより行われていない事例が見受けられるので、経理規程に従って行うこと。</p> <p>7 理事長専決で決定した内容と異なる業者と契約を締結している事例が見受けられるので、適正に契約手続を行うこと。 なお、今後は、業者の取り扱っている業務内容を事前によく確認すること。</p> <p>8 当法人が借用している駐車場の賃貸借契約の変更について、利益相反取引の手続が行われていないので、法令に従い適正に行うこと。</p> <p>9 基本財産の建物の処分（賃貸）に当たり所轄庁の承認を受けていないので、速やかに手続を行うこと。</p> <p>10 定款に定めていない収益事業を実施しているので、速やかに定款を変更すること。</p> <p>11 実在しない固定資産が固定資産管理台帳に登載されているので、固定資産管理台帳を修正すること。 また、経理規程に従い、全ての固定資産の保管現在高及び使用中のものに</p>

	<p>ついて使用状況を調査、確認すること。</p> <p>12 経理規程について、改正された会計基準省令に則していない規定があるので、必要な改正を行うこと。</p> <p>13 令和3年度の法人単位資金収支計算書において、本来表示すべきでない勘定科目があるので、令和4年度決算においては会計基準に則して資金収支計算書を作成すること。</p> <p>14 令和3年度の資金収支計算書及び事業活動計算書の勘定科目に誤りがあるので、令和4年度においては適正な勘定科目に計上すること。</p> <p>15 令和3年度の貸借対照表の勘定科目に誤りがあるので、令和4年度においては適正な勘定科目に計上すること。</p> <p>16 駐車場代の会計処理に誤りがあるので、令和4年度においては適正に会計処理を行うこと。</p> <p>17 ファイナンス・リース取引の会計処理が会計基準に則していないので、令和4年度においては適正に会計処理を行うこと。</p> <p>18 令和3年度の計算書類の注記の記載に不足があるので、令和4年度決算においては正確に記載すること。</p> <p>19 令和3年度の計算書類の附属明細書の記載に不足があるので、令和4年度決算においては正確に記載すること。</p>
改善状況	<p>1 改善中</p> <p>2 改善中</p> <p>3 改善中</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善済</p> <p>6 改善済</p> <p>7 改善済</p> <p>8 改善済</p> <p>9 改善済</p> <p>10 改善済</p> <p>11 改善済</p> <p>12 改善済</p> <p>13 改善済</p> <p>14 改善済</p> <p>15 改善済</p> <p>16 改善済</p>

	17 改善済
	18 改善済
	19 改善済

監査実施年月日	令和6年2月8日・令和6年3月8日
監査の種類	一般監査
文書指摘事項	<p>1 理事会の決議を要する事項について決議が行われていないものが見受けられるので、適正に理事会の決議を行うこと。</p> <p>2 法人の業務執行の決定の権限のうち理事長等に委任する事項に関する定款細則の定めの中に、委任範囲が明確でない事項があるので、必要な改正を行うこと。</p> <p>3 理事会の議事録について、必要事項の記載に誤りがあるものが見受けられるので、法令で定めるところにより正確な議事録を作成し、これを保存すること。</p> <p>4 公益事業（地域包括支援センター事業）に係る会計処理が社会福祉事業に関する会計から明確に区分されていないので、法令に従い、特別の会計として明確に区分して経理を行うこと。</p> <p>5 令和4年度決算において軽微な範囲とはいええない予算との乖離がある科目があるにもかかわらず、当該科目について補正予算を編成していないので、適正に補正予算を編成すること。</p> <p>6 物品の寄附が計算書類に計上されていないので、会計基準に則して適正に計上すること。</p> <p>7 令和4年度の計算書類の附属明細書について、作成されていないものがあるので、令和5年度決算においては適正に作成すること。</p> <p>8 財産目録に記載されている基本財産が定款と一致していないので、令和5年度決算においては正確に記載すること。</p> <p>9 定款の変更に伴う目的及び事業の変更の登記がされていないので、速やかに登記をすること。</p>
改善状況	<p>1 改善済</p> <p>2 改善済</p> <p>3 改善済</p> <p>4 改善済</p> <p>5 改善中</p> <p>6 改善見込</p>

	7 改善济
	8 改善济
	9 改善济